

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 6 月 10 日
開会時刻	午前 10 時 25 分
閉会時刻	午前 10 時 59 分
出席委員名	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
	世古口新吾
	小山 敏 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	山口 徹
協議案件	・ 個人情報保護条例の改正について
	・ 新市建設計画の変更について
	・ 伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略案について
	・ 行財政改革指針取り組み項目の平成 26 年度実施結果について
	・ 伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制について（報告案件）
説明者	総務部長、総務課長、環境生活部長、戸籍住民課長
	情報戦略局長、企画調整課長、情報調査室長
	ほか関係参与

審議結果並びに経過

品川委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「個人情報保護条例の改正について」、「新市建設計画の変更について」、「伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略案について」、及び「行財政改革指針取り組み項目の平成26年度実施結果について」協議され、また「伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制について」報告があり、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時25分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また委員会の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【個人情報保護条例の改正について】

◎品川幸久委員長

それでは、「個人情報保護条例の改正について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

総務部長。

●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件につきましては、ただいま委員長御案内のとおり、「個人情報保護条例の改正について」ほか3件でございます。

なお、詳細につきましては、担当の方から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中川総務課長

それでは、一つ目の個人情報保護条例の改正につきまして御説明をさせていただきます。
今回の条例改正は、先の2月12日の総務政策委員協議会で説明させていただきました内容でございます。番号法への対応として、法の規定の趣旨に沿って、特定個人情報の取り扱いを定めるため、必要な条例改正を行いますとともに、これを機会に合わせて、条例の他の部分につきましても、国の行政機関に適用されております、行政機関個人情報保護法等を参考に条文の整備と条例の見直しを行おうとするものでございます。

2月12日の総務政策委員協議会で御協議いただいた後、2月の20日から3月19日までの期間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果といたしましては、意見の提出はございませんでした。

また、条例改正につきまして、諮問いたしました、情報公開個人情報保護審査会にパブリックコメントの結果を報告し御審議していただいた結果、改正は妥当との答申をいただきました。

したがって、条例改正の内容につきましては、2月12日の総務政策委員協議会で説明させていただいたものと変更はございません。

なお、2月の時点では番号法の施行期日につきまして、平成27年10月、28年1月、29年1月、これが予定されている旨の説明もさせていただいたところでございますが、このうち、27年10月の部分につきましては、これは主に個人番号の附番通知に関する部分で、条例改正にも関係する部分であります。平成27年10月5日と、また、28年1月につきましては、こちらの方は主に個人番号カードの交付や、実際の行政機関へ申請書等を出していただくときに、個人番号を記載していただくという形で、利用が始まるところでございますけれども、この部分については、28年の1月1日というふうに定められました。条例改正に係る今後の予定でございますけれども、6月議会で議案を提出させていただいて、御審議をお願いしたいというふうに考えております。

現在、作業を進めているところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと存じます。

以上、「個人情報条例の改正」につきまして、パブリックコメントの結果と審査会の審議結果、今度の予定について御説明を申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対して御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

パブリックコメントの結果としては意見提出なしと、いうふうにされておりますけど、この間、年金機構の個人情報の流出事件などがありまして、それからその法律がですね、今国会でもかかっておりますように、当初は小さく生んで大きく育てるっていうのを地で行くような形ですね、どんどんこのナンバーをですね、適用範囲を後出しのような形で広げてきているというようなことがある中でですね、このパブリックコメント以後にです

ね、やっぱりこう市民の関心も一層高まった部分もあると思うんですけども、その辺での問い合わせなり、ご意見なりというのは直接は挙がって来てないでしょうか。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中川総務課長

確かに年金機構に絡みまして、番号法の改正の話ということで、昨日も電話をちょうだいしたのはあります。ただ、今回お願いしとる条例改正については、あくまでも個人情報、特定個人情報取り扱いの内容を定める部分でございますので、法の改正については、今後の利用事務が増えてくということになりますけれども、特に今回条例改正については、適正な取り扱いを定めるという部分でございますので、この点についての影響というのは、特に今のところ合わせて改正を、さらに改正をかけやないかんという状態ではないというふうには思っております。

◎品川幸久委員長
黒木委員。

●黒木騎代春委員

はい、慎重にお願いしたいと思うんですが、それから先ほどの説明で今年の10月に番号が振られると、それから来年の1月にカードが発行されると、ということなんですけどこのカードについては、希望者のみということに聞いてるんですけども、このカードを取得した場合と、その番号持っているというだけの違いというんですか、なにか不自由とかそんなんあるんでしょうか。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中川総務課長

ちょっとカードのことですけども、私の方からお答えさせていただきます。

確かにおっしゃいますとおり、個人番号カードは、申請された方のみに交付ということになっております。ただ、番号の通知については、皆さん全員に通知カードというのが配られます。

その差でございますけれども、実際、利用が定められた事務については、個人番号を記載していただいて、申請書に記載していただいて、届出等申請をしてしていただくということになります。個人番号を取り扱う厳格な定めということで本人確認を必ずするというようになっております。

その本人確認の方法としては、当然、ご本人であることの確認ですので、写真がついとる運転免許証とか、そういうものもあわせて、確認するわけですけども、個人番号カードですと、当然、写真も付けることになっておりますので、番号カードがあれば、それだ

けで、番号の確認とご本人さんの確認が一回で済むということには、なっております。

◎品川幸久委員長

いいですか、他に御発言はありませんか。
野崎委員。

●野崎隆太委員

一点ちょっと簡単にお聞かせください。

以前、このマイナンバー個人番号の制度の一般質問をさせていただいた記憶にあるんですけども、そのときにですね、そのときは住基カードの関係の話でございましたけど、行政サービスっていうのが少し形を変えるんじゃないか、というような形で質問をさせていただきました。

何がどうっていうのを簡潔に申し上げますと、この番号を使って行政サービスっていうのが効率化がかなり進むんじゃないかなというような、ことを私は期待をしとるわけなんですけども、それにはですね、このカードの発行とか、普及の枚数、割合を自治体がある程度努力してあげる必要があるんじゃないかなと、私考えております。

以前質問のときに、例に挙げさせていただいた市なんかではですね、やっぱりそのこの普及率っていうのが、やっぱり行政サービスの変革というか、新しい形の行政サービスの提供の中で、かなりの鍵になるということで結構大きな起点といいますか、いろんな場所で場所でのいろんな形で、住基カード、その当時は住基カードでしたけども、発行の施策をうったというような経緯があったんですけども、これは発行の目標枚数であるとか、もしくは、それを達成するために何をすべきであるとか、そういったものを現時点でお持ちでしょうか。

◎品川幸久委員長

誰、戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

現在、国の方ではですね、28年の1月から15ヶ月で1,500万枚を発行するような計画っていうかですね、計画があるようなんですけども、市としてもカードの普及については広報していきたい、そういうふうに考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

おそらく現時点では、数字的な目標は持ち合わせてないのかな、と今感じたんですけども、前にコンビニ交付の話もさせてもらったと思うんですけども、やっぱりそのある程度行政のサービスの効率化が進めば、いろんな形での経費削減の方もできてくるかな、と思いますんで、一度の努力ですんで、できればぜひこの場でも結構ですんで、何かしらの形

で伊勢市ではこれぐらいの目標を持って取り組みたい、というような報告がそのうちいただければありがたいなと思っております。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【新市建設計画の変更について】

◎品川幸久委員長

次に、「新市建設計画の変更について」の説明をお願いします。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、それでは、新市建設計画の変更につきまして御説明を申し上げます。

資料の2をごらんください。

本件につきましては、昨年11月19日の総務政策委員協議会で御説明を申し上げたとおり、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことから、この適用を受けるため、新市建設計画の計画期間を5年間延長するものでございます。

本日は、前回の会議後の経緯を中心に御説明を申し上げます。

1の変更内容につきましては、計画期間を現在の10年間から15年間に5年間延長し、これに伴い、財政計画も5年間延長するものでございます。

なお、財政計画につきましては、平成18年度から25年度までの数値は、こちらにもお示ししてありませんけれども、実績値つまり、決算額として、今度はお示しをし平成26年度から延長いたします32年度まで、につきましては推計値予算額に更新をさせていただきたいと考えております。

また、地方財政法の改正によりまして、公共施設の除却に地方債が活用可能となりました。新市建設計画に公共施設等を総合管理計画に基づく公共施設の除却に係る内容を、これを盛り込むことによりまして、合併特例債も活用可能となりますことから、当該項目を追加、させていただきたいと考えております。

2の変更理由につきましては、冒頭、御説明申し上げたとおりでございます。

4の変更及び今後のスケジュールにつきまして御説明申し上げます。

前回の協議会以降、三重県との事前協議及び正式協議、また地域審議会への諮問、答申の手續を終えております。

今後の予定でございますが、6月定例会に変更案について御提案をし、議決後、国県へ

報告して、7月に手続きが完了する予定でございます。

以上でございます。御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか、御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略案について】

◎品川幸久委員長

次に、「伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略案について」の説明をお願いします。
企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、それでは、伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略仮称案につきまして、策定にあたっての基本的な考え方と、現時点での策定状況を御説明申し上げます。

資料3の1をごらんください。

1の背景につきましては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境確保すること目的とした「まち、ひと、しごと創生法」が昨年11月制定され、12月には、日本の人口の現状分析と2060年に人口1億人程度を確保するといった将来展望を提示した長期ビジョン、またこれを実現するための、今後5カ年の政策目標や施策を示した総合戦略が閣議決定されました。

こうした国の流れも踏まえ、昨年秋に設置をいたしました、少子化対策本部を発展的に解消し、本年2月、伊勢市地方創生推進本部会議を設置して、本市におけるまち、ひと、しごと創生の取り組みを進めているところでございます。このまち、ひと、しごと創生につきましては、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、2の定義に記載のとおり、本市においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、2060年の人口を展望した伊勢市人口ビジョン、それとこれを踏まえた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた伊勢市まち、ひと、しごと創生総合戦略仮称でございしますが、策定するものでございます。

3の策定体制でございしますが、(1)の庁内体制といたしまして、市長、副市長、教育長、各部長で構成する、伊勢市地方創生推進本部と後ほど御説明をいたします、総合戦略の四つの基本目標、それに人口ビジョンこれら五つについて、所管する五つの部会、また、各部会横断的に調整するための調整会議やフレキシブルに対応できるよう部会にワーキングチームを設置することとしております。

また、(2)の市民参加といたしまして、産業界や国等の関係行政機関、教育機関、金

融機関、労働団体、メディアなど、産官学勤労言等の有識者15人で構成する有識者会議やパブリックコメント、若者世代の意識調査を実施するなどして、広く意見や提案を伺ってまいりたいと考えております。

2ページをごらんください。

上段はただいま御説明いたしました、策定体制のイメージ図でございます。

4の策定スケジュール予定でございますが、来年度予算への反映、また国の上乗せ交付金への対応を視野に入れ、10月30日を完成目標に現在作業を進めることとしております。時間が限られている中で、人口ビジョンの策定に当たり、人口の将来展望に必要な結婚や出産、子育てなどの意識、希望調査などを業務委託をし、また人口ビジョンと総合戦略の策定を同時並行で進めるなどして作業を効率的に行っておりまして、市民参加の欄に記載のとおり6月から9月までの間、毎月有識者会議を開催することとし、人口ビジョンに係るデータを準じ提供し、さまざまな御意見をいただきたいと思いますと考えております。

御案内とおり第1回の有識者会議は、去る6月4日に開催したところでございます。

なお、この後御説明をいたします、総合戦略につきましては、現在、骨子案となっておりますけれども、8月には、協議会の開催をお願いし、数値目標等を加えた素案としてお示しをして、その後、パブリックコメントを経、10月には最終案として御提案を申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、5の骨子案について御説明申し上げますので、恐れ入ります3ページをごらんください。

1の総合戦略の、総合戦略の趣旨でございますが、内容につきましては、1ページの1背景や2定義で御説明を申し上げた内容と同じですので、省略をさせていただきたいと思っております。

4ページをごらんください。

2の基本的な考え方につきましては、神宮御鎮座の町としての豊かな地域資源を活用し、観光と調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指すこと。また伊勢市人口ビジョンを基礎とすることとしております。

そして、国の総合戦略に盛り込まれているまち、ひと、しごと創生政策5原則を5原則これは自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、これらの原則でございますが、これらの趣旨を踏まえるとともに、第二次伊勢市総合計画の内容を基本としつつ、出生人口や転入人口の増加を目指した積極戦略と人口減少に対応するための調整戦略のバランスに配慮し、次の三つの基本的視点から取り組むことといたします。

一つは、3大都市圏への人口流出に歯どめをかけるという視点でございます。また一つは若い世代の結婚、出産、子育ての希望実現するという視点です。また一つは、人口減少、高齢化社会を見据えた都市を構築するという視点でございます。こうした考えのもと、3の基本目標として、国の総合戦略を勘案し、四つの政策分野ごとに、5年後の数値目標を設定し取り組むことといたします。

なお、数値目標につきましては、現在検討中ございまして、今後の人口ビジョンの内容等も勘案しながら、次回の協議会ではお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

基本目標1は、安定した雇用を創出すること。基本目標2は、伊勢への新しい人の流れ

をつくること。基本目標3は、若い世代の結婚出産、子育ての希望をかなえること。基本目標4は、暮らしやすい生活圏をつくることであります。

5ページをごらんください。

4施策の基本的方向等につきましては、ただいま御説明申し上げました四つの基本目標ごとに、基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向。それからその下に記載しておりますが、具体的な施策を挙げております。

なお本日は、骨子案ということで項目しか挙げてございせんが、今後、施策の概要などの記述や具体的施策の進捗状況を検証するための数値目標、こういったものを加え次回の協議会では、先ほど申し上げました素案としての体裁を整えてお示しするよう考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、各常任委員会の所管内容が混在しておりますことから当課で便宜的に仕分けをし、総務政策委員協議会の所管と思われる項目につきましては、青色で表示をしております。

基本的方向及び具体的施策は、記載のとおりでございまして、恐れ入りますが、本日はここの説明は省略させていただきたいと存じます。

6ページをごらんください。

5の効果検証の仕組みにつきましては、地方創生推進本部や産官学金労言等外部有識者による組織におきまして、今後、基本目標や具体的施策に設定をいたします、数値目標の達成度合いなどを基に施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行うなど、PDCAサイクルを実行しています。

7ページにつきましては、本市総合戦略骨子案を整理し、図示したものでございます。

なお最後のページ、A3の三つ折になっておりますが、こちらの資料につきましては、国及び地方自治体の総合戦略の関係と、それと地方に対する国の支援、これにつきましては、情報支援、財政支援、人的支援、ということを表示しておりますが、こういったものを示した図でございまして、情報支援としましては、地域経済分析システム、いわゆるビックデータを活用した地域経済の見える化システムでございまして。

財政支援としましては、さきの平成26年度、一般会計補正予算第7号に計上いたしました、地域住民生活等緊急支援のための交付金や、今年度の税制地方財政措置、また、来年度創設予定の新型交付金がございまして。

それから、人的支援といたしましては、地方創生コンシェルジュ制度などがございまして。以上でございまして。

ちょっと雑駁でございましたが、御協議のほどよろしく願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか、発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

【行財政改革指針取り組み項目の平成26年度実施結果について】

◎品川幸久委員長

次に、「行財政改革指針取り組み項目の平成26年度実施結果について」の説明を願いますか。

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、行財政改革指針に基づく取り組み項目の平成26年度の実施結果につきまして、お手元の資料4に基づき、御説明を申し上げます。

表紙をお開きいただきまして、右ページ下のイメージ図をごらんください。

伊勢市行財政改革指針は、平成26年度に作成をしたものでございまして、最終的な目標であります、市民の皆さんが、このまちに住んでよかった、このまちに住みたいと感じていただけるようなまちづくりを目指し、本市が持続可能な自治体であり続けるため、時代に相応しい、行財政運営を行うことは推進するものでございます。

取組項目としましては、イメージ図の下にありますとおり四つの視点を設けておりまして、経営資源の有効活用、事業実施の最適化、成果重視の行政運営、活力ある組織風土の構築に基づきまして、各種の具体的な取り組みを行っているところでございます。

お手元の資料には、26年度から29年度までの4年間に取り組む29項目についての26年度実施結果をお示しをさせていただきました。

資料を順に見ていただきますと、計画、年次計画欄等にアンダーラインがある箇所もございまして、こちらにつきましては、表記の変更を含め計画の変更等をさせていただいたところでございますので、御了承いただきたいと思います。

資料末尾をごらんください。

こちらの方に、委員会別の項目一覧を付けさせていただきましたが、四つの視点別で申し上げますと、経営資源の有効活用では6項目、それから事業実施の最適化では15項目、成果重視の行政運営では6項目、活力ある組織風土の構築では2項目の合わせて、29項目となっております。

総務政策委員会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきましたとおり、12項目となっております。

これらの取り組みにつきましては、おおむね計画どおり取り組みができておりますけれども、7ページの施設使用料の見直し、12ページの地域防災計画の大幅な改定、14ページのPFI事業導入の検討、17ページの公共施設マネジメント事業の推進、この四つの項目につきましては、遅れが生じるということになっておりますので、この点につきまして順次御説明を申し上げたいというように思います。

それでは7ページの施設使用料の見直しにつきまして、ごらんになってください。

26年度の年次計画であります、施設使用料の見直し指針の作成についてなんですけれども、こちらについては、指針の基本的な考え方について、26年11月の総務政策委員協議会に御報告をさせていただきましたところなんですけれども、消費税等の改定時期を見据えまして、詳細内容については、現在、調整中ということになっております。

12ページをお願いいたします。

地域防災計画の大幅な改定についてでございますが、26年度の年次計画であります、地域防災計画改定の完了、こういった計画であったわけですけれども、26年3月に、三重県が公表しました、被害想定に伴う対策の検討、あるいは26年10月10日に開催しました、災害対策本部の新体制の見直しに係る図上訓練等で課題が出てきたというところがございまして、検証等に時間を要することから、27年度まで延長するというようにさせていただいております。

そのため年次計画のほうを修正させていただいております、県の被害想定に伴う対策の検討、及び図上訓練の課題を継承し、地域防災計画改定に反映していくというふうに、27年度の計画を変更させていただいております。

続いて14ページ、お願いいたします。

P F I 事業検討の導入については、26年度の年次計画では、P F I 事業導入についての基本方針を作成というふうにしておりますけれども、他市町の状況等について調査検討を行ったものの、基本指針の策定には至らなかったというところになってございまして、年次計画について年次計画のスケジュールのほうを1年ずつ繰り下げる形にさせていただいております。

続いて17ページ、お願いいたします。

公共施設マネジメント事業の推進についてでございます。

こちらについては、26年度の年次計画では、公共施設等マネジメント基本方針を作成し、策定して課題解決への方向性を示す、というふうにさせていただきましたが、7名の外部委員さんによります検討委員会を設置をしまして、御協議をいただきましたところ、素案に対していろんな御意見をいただいております。

そういった御意見をいただきながら策定進めたんですけれども、策定には至らなかったということになっております。

それで、26年度の目標とさせていただきました基本方針の策定、これに遅れが生じておりますので、27年度の年次計画を改めさせていただきました、基本方針と基本計画をあわせた公共施設と総合管理計画を27年度に策定するというようにさせていただいております。

あわせまして、28年、29年の計画の修正につきましては、27年度策定予定の公共施設等総合管理計画の位置づけをわかりやすくするという意味で表現を変えさせていただきましたので、御了承いただきたいというふうに思います。

以上が行財政改革指針に基づきます取り組み項目の、平成26年度実施結果でございます。

なお、この実施結果につきましては、去る5月25日に開催されました、6名の委員さんで構成されます、行政改革推進委員会の方にも御報告をさせていただきました。

委員会のほうから26年度は、改革指針に基づく初年度として取り組みを行ったわけですけれども、実施結果の進捗度合いをはかることが難しいような項目も見られるので、目標値等の表現を工夫されたいといった御意見であったり、あるいは四つの視点を取り組みをこれから進めていく上で、目標や目的を意識しながら、27年度もきちんと取り組んでいただきたい、こういった御意見をいただいておりますので、各課の方と調整を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

はいありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

施設使用料の見直しについて、一点だけ教えてください。

この中ではその施設使用料の見直しを行い、受益者負担の公平性及び公平性を確保します、ということになっておるんですけども、ここです、例えば、市民のいろんな活動の中で、健康体操などに取り組んで健康づくりをして、実際医療費の削減に結果的につながると考えられるような取り組みとか、あるいは伊勢市の文化をつくり発展させる上で重要な役割を果たしてくれているような文化活動、これらに欠かせないような施設利用というものもたくさんあると思うんです。これらを目で見えないような役割を果たしているような、こういう市民活動ですね、すべて、受益者と受益になっているというふうにとらえるというのは、ちょっと狭いとらえ方ではないかなというふうに思うんですけども、逆に伊勢市の財政的にですね、見えないところで貢献してくれているようなところも、大きく見れば、あるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった点に関する配慮というのはどんなふうに考えていただけるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

ただいまの御質問ですけれども、こういった施設につきましては、おっしゃるようないろいろな政策目的をかなえるための施設ということでございます。

今回、この施設使用料見直しをかせせていただきましたのは、ずいぶん前から状態が続いておりまして、全体的、総合的に受益と負担の関係を整理させていただきたいということで、この取り組みさせていただこうと考えております。

御指摘のあった視点につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれ政策目的をもって施設があるということからですね、そういった視点につきましては、他市の事例なども参考にしておりまして、減免とかのほうでですね、政策的目的を達するために配慮しているところございますので、今おっしゃられたようなことは、ちょっと、これからの中で、整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

◎品川幸久委員長

以上で本日、御協議願います案件は終わりましたが、皆様御承知のとおり、先日、伊勢志摩サミットの開催が決定しましたが、この件に関しまして、当局から報告の申し出がありますので許可をいたします。

情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

お疲れのところ、貴重な時間をちょうだいいたします。

伊勢志摩サミット開催に関する庁内体制について、御報告のほうをさせていただきます。

2016年に日本で開催される主要国首脳会議の開催地について、6月5日に安倍首相から三重県志摩市で開催する、また名称については、伊勢志摩サミットとするとの発表がございました。

伊勢志摩でサミットが開催されますことは、本市及び伊勢志摩地域にとって、観光初めとする地域経済の活性化や国際観光都市の推進、また子供たちが世界に目を向ける絶好の機会であるため、本市として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

またその受入体制につきましては、三重県では、三重伊勢志摩サミット推進局を設置し、その準備を進めていくこととしております。

本市におきましては、当初、市としての窓口を商工労政課といたしておりましたが、全庁的に対応することが重要である、ということから、情報戦略局の企画調整課を総合的な窓口として位置づけまして、県や、志摩市など関係機関と連携を図りながら、開催に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございますが、伊勢志摩島サミット開催に関する庁内体制について御報告申し上げました。

◎品川幸久委員長

ただいまの報告に対しまして、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。御発言もないようでありますので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さんです。

閉会 午前10時59分